大沼第8区地区
圃場整備事業説明資料

大沼第8区地区

令和8年10月6日

大沼第8区地区の概要

・場　　所：新潟市北区内沼字未高入地内(丁580-〇〇)

・地区面積(現況)：A＝57.5ha

（田： A= 49.4ha、畑A=0ha）

【道水路敷： A= 8.1ha

県(水路)35㎡、市道0.4ha、土改7.7ha】

・権利者数:65名（所有者+耕作者）

・用水系統：現況　①県治水事業の補償工事により水中ポンプ

Φ250×2台新設(内沼沖揚水機場)

R9.4.1供用開始

②排水路から内沼沖で2段上げ(内沼沖補水機)

・排水系統：内沼沖排水機場で機械排水

大沼第8区地区　位置図

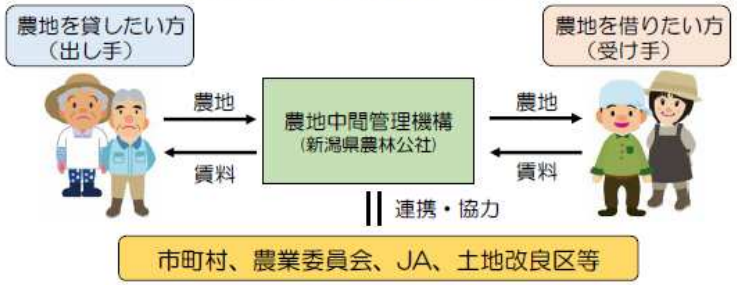

N
至山形
至上越
新潟市
豊栄
豊栄病院
しらかば公園
コメリ
須戸
柳原
白新町
東栄町
遊水館
葛塚
下土地亀
正禅寺
川西
嘉山
葛塚小
豊栄南運動公園
上土地亀公民館
小鳥の森こども園
水の公園福島潟
福島潟
開潟神社
前新田
太田
砂山
島穴
乗廻
中ノ目新田
福島
吉浦
中浦
乙次
則持
下中ノ目
下中ノ目構造改善センター
下飯塚
三ツ橋
大沢
天王小
天王
新鼻
東部排水機場
加治万代
市島邸
ふれあいセンター
万代
岡屋敷
月岡
新発田市
本田小
阿賀野市
興野
中峰GC
飯山
中ノ通
上蔵野
高田
山倉
福音寺
藤屋
飯山新
大通川
大月
豊栄南小
善行寺
内沼
長場
浦木
長戸呂
長戸
上土地亀
三柱神社
新潟北区
北区
新潟市
新潟中集落
264
55
312
300

農地中間管理事業の概要

～ 公益社団法人新潟県農林公社・新潟県（令和2年5月） ～

1　事業の仕組み

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構（公益社団法人新潟県農林公社）が、農用地等を貸したい農家（出し手）から農地を借り受けて、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手（受け手）へ貸し付ける事業です。



対象となる農用地等

○　市街化区域以外にある農用地等であること。
○　再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等でないこと。
○　借受希望者の状況等から、農地中間管理機構からの貸付が確実に行われる見込みがあるもの。

借受者決定の基本原則

○　人・農地プラン等の地域合意を最大限に配慮し、農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は耕地分散の解消に繋がること。
○　既に、効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に、支障を及ぼさないようにすること。
○　新規参入をした者が、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
○　地域農業の健全な発展に繋がること。

手数料

○　出し手及び受け手双方から、毎年、賃借料の0.5パーセントを手数料としていただきます。

- 地区内全筆R8.2.27～R28.3.31(20年間)で農地中間管理機構と契約。
- 賃貸借料の取り扱い：口座振替
- 賃貸借料：地区内統一単価(6,000円/10a)
- 土改費(賦課金)：耕作者支払い
- 受け手：認定農業者（面工事が完了したエリアから新規法人が耕作者）
- 受け手の選定及び面工事後貼り付け
 ：換地委員会　新規1法人が全耕地を耕作
- 営農：露地園芸(えだまめ)
 施設園芸2毛作（ミニトマト・オータムポエム）
 稲作

圃場整備事業とは？

圃場整備事業の整備前と整備後の事例紹介

例①



整備前



整備後

例②



整備前



整備後

圃場整備事業の要件

事業名：(国事業名)農地中間管理機構関連農地整備事業
(県事業名)経営体育成基盤整備事業(農地中間管理機構関連型)

①大沼第8区地区の受益面積A=49.4ha全面積の
農地中間管理権設定が必要→設定済み

②大沼第8区地区の受益面積A＝49.4haのうち約2割に当たる
❶露地園芸えだまめA=7.4ha、❷施設園芸ミニトマト(2毛作)A=0.3ha、
オータムポエム(2毛作)を面工事後担い手が耕作すること

※新潟県が財政難のため、R9年度圃場整備_新規調査地区については、
R7.9に受付拒否→地元及び県議が反発→R8.9新規調査地区受付再開。
新規財政措置等がされておらず、現予算での執行となるため、北土改管内
としては新規調査要望地区で嘉山前新田地区を進めているが、停滞している。

圃場整備事業の工事

○事業費1，936，000千円(3,888千円/反)
（国62.5%、県27.5%、市10%、地元負担0%）
しかし、面工事に関わる耕作補償はなし。県営事業で工事できない
事柄は地元負担

・面工事（整地）田49.0ha、畑0.8ha、法人用地0.3ha、
県(水路)35㎡、市道0.9ha、土改6.1ha
・用水路工（幹線用水路：パイプライン、支線用水路：パイプライン）
ファームポンド(調整池)0.4ha
・補水機_陸ポンプΦ300→水中ポンプΦ200に更新
・排水路工（幹線排水路：開水路、
支線排水路：パイプライン、地区の外周：開水路）
・道路工（幹線農道：6m、支線農道：4m）
・暗渠工（面工事後一作以上耕作した圃場を工事）広域農道より西側エリア
・地下かんがい工（面工事後一作以上耕作した圃場を工事）広域農道より東側エリア

本体工事(県営事業)の工程表

※県財政が逼迫しているため、スケジュールは予算によっては大きく変わります。(後ろ倒し)

事業工期　R9～R23完了予定

(県財政が逼迫していることによりR26に工期延長を打診中)

・1年目(R09年度)　地形図作成、地区界測量、法手続き

・1年目～3年目(R9年度～R11年度)　実施設計

・4年目(R12年度)～6年目(R14年度)

ファームポンド(調整池)造成、内沼沖補水機更新

・7年目(R15年度)～12年目(R20年度)

面工事、用排水道路工

・9年目(R17年度) ～13年目(R21年度)

地下かんがい工及び暗渠工(面工事後一作以上耕作した圃場を工事)

・13年目(R21年度)　確定測量

・14年目(R22年度)　換地設計書作成

・15年目(R23年度)　換地清算、換地処分

※面工事エリアは夏施工のため、該当圃場は工事中は農作業は出来ない。

しかし、耕作補償は県営事業では出来ないため地元で協議した結果、耕作補償なし

県営地盤沈下対策事業

事業名：県営地盤沈下対策事業（新潟北地区）

事業主体：県（新発田地域振興局　農村整備部　防災課）

当初工期：R3～R11(変更:R40に変更協議)

当初事業費：3,346,000,000円

負担割合：国55%・県34%・市11%・地元0%

対象路線（4路線）

①庵女川排水路②仲右衛門川排水路③兼本溝排水路④内沼沖排水路

④内沼沖排水路　内沼沖排水路改修費448,000,000円

工事内容：排水ﾌﾘｭｰﾑ　H1300～1400×B1400～2200、排水機場改修

阿賀野川水系新井郷川圏域河川整備計画
一級河川大通川流域治水一級（大規模特定）事業

事業名：一級河川大通川流域治水一級（大規模特定）事業

事業主体：県（新潟地域振興局　地域整備部　治水課）

（第1期工区：高橋より上流0m～980m 区間、現在施工中）

変更工期：H30～R11（予定）

【工事内容】

①築堤工 L=1,800m（県道高橋より上流）

②取水樋管工（内沼沖揚水機場）1 箇所、③農道橋架替工 1 箇所、④排水樋管工 1 箇所

取水樋管工　工事内容（水中ポンプ φ250　2台、取水樋管 BOX カルバートH1.0m×B1.0m　L=22.0m、
取水樋管ゲートH1.0m×B1.0m　N=1基、除塵機H3.65m×B2.0m　N=1基、
送水管 塩ビ管 φ300　L=68m）

大通川からの自然取水からポンプ取水に変更になる関係で、北土改に補償費(14年間の電気代・維持管理費)として34,700千円(暫定)がR9.3に北土改に振り込まれる予定である。

（第2期工区：高橋より上流980m～1,800m 区間）

着手～完了時期については未定